

1. はじめに一考察の前提

(1)兵器の国際法規制：戦時の兵器使用の禁止・制限に関する人道法

平時の兵器開発・製造・保有の禁止・制限・管理に関する軍縮法

⇒人道法と軍縮法の混同は議論の阻害要因

(2)兵器の規制方法：

- ・現存兵器の現実的被害の拡大を防止するために事後に法規制（従来の兵器）
- ・未来兵器の仮想的被害の発生を予防するために事前に法規制審議（LAWS/AWS）
⇒未来兵器の定義や共通認識のコンセンサス形成は非常に困難⇒議論の膠着化
⇒開発状況に合わせて新興技術に基づく兵器システム規制の漸進的議論の推進

(3)会議体の手続き規則：

- ・コンセンサス方式（CCW）、多数決（国連総会）、有志連合方式
⇒軍事大国を含む実効性か or 規制レベルの厳格性か、重点の置き方が問題

(4)兵器規制の様態：国際的なソフト・ローからハード・ローまでのグラデーション

- ・倫理原則・行動準則・指針・政治宣言・（ソフト・ロー）：政治的コミットメント
- ・条約（ハード・ロー）：国際法上の法的義務の発生
- ・先端科学技術領域（宇宙・サイバー・AI）：軍事大国間・軍事大国と小国の対立
⇒宇宙関連規制はソフト・ロー（総会決議原則・指針）で実務を運用
⇒サイバー領域規制は有志諸国自主作成の軍事教範で実務に対応
⇒新興技術規制は 0 か 100 でなく 0 から 100 まで多様な次元で状況に応じた対処

2. 民生用 AI の規制問題：AI・自律技術の領域と規制プロセス

(1)三領域の AI 規制（①包括的な民生用、②間接的な軍事用、③直接的な AI 兵器）

共通点：人と AI の共存・共生、長所の活用・短所の規制、人間中心の位置付け

(2)民生用 AI の規制動向【年表 1 参照】

¹ LAWS は Lethal Autonomous Weapons Systems の略で、自律型致死兵器システム。
AWS は Autonomous Weapons Systems の略で自律型兵器システム。

- ⇒G7、G20、OECD 参加国 56 か国が「人間中心アプローチ」を支持
- ⇒AI 倫理原則・行動規範（ソフト・ロー）から AI 法規則（ハード・ロー）へ
 - ・ 2023/12/06：G7 広島プロセスの最終合意（広島プロセス国際指針・行動規範）
 - ・ 2024/03/13：欧州議会が AI 規制法可決（リスク・ベース・アプローチ²、禁止と規制）

【図 1：AI 利用領域と規制状況】

民生用 AI：国内面・国際面で倫理原則・行動規範（ソフト・ロー）から 法規範（ハード・ロー）へ（EU の AI 規制法可決）	
軍用 AI：軍事利用政治宣言（ソフト・ロー）	* 人間中心主義 * リスク・ベース・アプローチ （禁止と規制）
AI 自律兵器：無規制状態 * CCW・国連総会で審議中 * 人的制御・判断・関与必須 * 2 層アプローチ（禁止と規制）	

3. 軍用 AI の規制問題

(1) AI 意思決定支援システム (AI-Decision Support System, AI-DSS) の活用

- ・ 露・宇戦争で宇軍が活用のパランティア・テクノロジーズ「ゴッサム、Gotham³」
- ・ 以・ハマス戦争で以軍が活用の対物破壊用「ハブソラ、Habsora (The Gospel)⁴」
対人殺傷用「ラベンダー、Lavender⁵」
- ・ AI-DSS 利用による文民被害の顕在化（以・ハマス戦争）
軍の将校は根拠となる生の情報データを調査せず、ハブソラやラベンダーの破壊殺害リストを全面的に承認し、人間が AI システム決定にゴム印(rubber stamp)

(2) 軍用 AI の規制動向【年表 2 参照】 非法的文書（ソフト・ロー）方式採用

2023/2/16：「軍事領域での責任ある AI 行動要請」60→57 各国賛同

- ・ 前提：軍事領域の AI 活用の国際法遵守（前文 5 項）、潜在的能力を認める（2 項）

² 容認できないリスク（使用禁止）、高リスク（厳格な条件付き使用）、限定リスク（透明性要件のみ）、最小リスク（条件なし）のように、リスクに対応して禁止・規制をする。

³ 偵察衛星・偵察機・一般人の SNS からの敵情報・被害状況など膨大な情報を収集・分析し、1 日に 300 の攻撃目標（敵の位置・部隊規模）を特定し、自軍の位置・兵力・保有武器の認識や敵の進軍方向の予測を含めて、効率的な攻撃法を立案・提言する意思決定支援システム。軍司令官は複数の軍事作戦案の中から選択し、前線の将校に命令を送信する。

⁴ テロリストのアセットを構成する標的（個人住宅、公共施設、インフラ、高層ビルなど）を「power target」と定義し、それらをリスト化する AI 標的設定システム。

⁵ SNS、ドローン映像、携帯電話のデータの監視からハマスやパレスチナ・イスラム聖戦の戦闘員と「看做す」人物のプロフィールを作成するシステム。AI は殺害標的である戦闘員の可能性の程度を 1 から 100 までで評価する。

- ・軍事領域の AI 活用の利益・リスク・限界の理解を深める必要性（4 項）
- ・人間が軍事領域での AI 利用時の決定の責任を負う（6 項）
- ・AI 利用の適切な安全措置と人間による監視の確保の重要性（12 項）
- ・グッド・プラクティスや教訓の交換の奨励（14 項）

2023/2/16：米主導「AI・自律性の責任ある軍事利用政治宣言」構想 52→54 各国賛同

- ・責任ある軍事 AI 利用の国際的コンセンサス形成、その開発・配備・使用の指針化、ベスト・プラクティスの情報交換の基盤
- ・武力紛争での AI 利用に国際法遵守（序文）
- ・軍事 AI 能力の利用の適切な措置（法的審査、法違反報告制度、法教育）（B 項）
- ・意図せざるバイアスの最小化（D 項）
- ・システムの能力と限界の十分な理解が必要、自動化バイアスの軽減化（G 項）
- ・リスクや機能不全を考慮して、実験や保証の厳格性（I 項）
- ・機能不全リスク軽減の安全措置（機能不全の検知・回避解除・不活性化）（J 項）

4. AI 自律兵器の規制問題

(1) AI 自律兵器(LAWS/AWS)規制動向【年表 3 参照】

- ・追加不要派・政治宣言派・法文書派の三つ巴⇒後者 2 派對立（規制方向に軸移動）
- ・禁止と規制の 2 層アプローチ、人的関与の必要性、合法兵器の詳細な要件化に合意⇒CCW と UN の 2 系統の相乗効果と議論の期限設定（2026）により、議論の推進化

(2) 規制議論と技術開発に関する動向の不一致

- ・規制議論の動向：LAWS（対人）⇒AWS（対人と対物）⇒軍事用 AI（意思決定支援）
「殺人ロボ」の印象や「人の生死を機械に委ねない」との倫理から LAWS 議論先行
- ・AI 自律技術開発の展開：民生利用→軍事転用→兵器応用（対物用⇒対人用）
AI 搭載兵器の運用領域：海中戦＞海上戦＞空中戦＞地上戦

5. まとめにかえて

(1) 3 系統の AI 規制動向の中での LAWS・AWS 規制の位置付け

(2) CCW 議論と同時並行的に、実戦運用中の軍事 AI（AI-DSS）規制議論の進展が必要 軍事大国を含む、合法的使用の詳細なソフト・ロー化⇒ハード・ロー化

(3) 近未来兵器の AWS の禁止・規制（合法的使用条件の明確化）について

CCW 枠内で軍事大国を含むソフト・ローからハード・ローへ、人道法から軍縮法へ

【年表 1：民生用 AI 規制動向】

年	月	日	日本、国際機構、国際会議および各国の一般的な AI 関連事項
---	---	---	--------------------------------

2019	3/29	日本・内閣府「人間中心の AI 社会原則」
	4/8	EU「信頼できる AI 倫理指針」
	5/22	OECD「AI に関する理事会勧告」の OECD 原則
	6/17	中国「次世代 AI ガバナンス原則」公表
	6/29	G20 大阪首脳宣言(G20AI 原則)
	10/10	ロシア「2030 年までの AI 開発国家戦略」発表
2020	10/20	欧州議会 AI 倫理枠組み決議
	10/20	G20 リヤド首脳宣言 (G20 AI 原則推進国内政策例)
2021	4/21	EU 欧州委員会が「AI 規制法案」公表
	9/25	中国「次世代 AI 倫理規範」公表
	10/26	ロシア「AI 倫理準則」策定
	11/23	UNESCO「AI 倫理勧告」採択
2022	11/30	オープン AI がチャット GPT (生成 AI) 公表
2023	4/30	G7 デジタル・技術相会合閣僚宣言 (AI 利用 5 原則合意)
	5/20	G7 広島首脳コミュニケ (広島 AI プロセス)
	6/14	欧州議会が AI 規則法案採択
	8	中国が生成 AI サービス管理暫定弁法を施行
	10	国連が諮問機関設立 (39 名)
	10/30	米国の AI 規制に関する大統領令
	10/30	G7 の首脳声明、AI 開発者向け広島プロセス国際指針・行動規範を公表
	11/1,2	英国で AI 安全サミット開催 (11/2 に 28+EU がブレッチリー宣言) 米国が AI 安全研究所設立の表明(11/1)
	12/6	G7 が広島 AI プロセスに最終合意 (初の包括的国際ルール)
2024	3/13	欧州議会が生成 AI を含む AI 規制法を可決 (523 : 46 : 49) 5 月に EU 加盟国が正式承認、2025 年早期に発効、26 年から施行見通し

【年表 2 : 軍事用 AI 規制動向】

年	月 日	軍事用 AI 関連の国家、国際機構、国際会議
2020	2/24	米国防総省「AI 倫理原則」採択
2021	10/22	NATO 国防相理事会「AI 戦略 (防衛 AI 責任ある使用原則)」合意
2023	2/15,16	オランダ・韓国共催 REAIM サミット(ハーグ) 米国提唱の「AI・自律性の責任ある軍事利用政治宣言」構想公表 「軍事領域での責任ある AI 行動要請」(60 か国賛同)
	11/9	米国作成「AI・自律性の責任ある軍事利用政治宣言」(51 か国賛同)
	11/13	米国提唱の AI・自律性軍事利用政治宣言の初会合 (ニューヨーク)

	12/4,5	国連・韓国共催「第22回軍縮・不拡散合同会議」
2024	2/26,27	REAIM 地域（アジア）協議（シンガポール）
	3/19,20	AI・自律性の責任ある軍事利用政治宣言第1回全体会議
	9/9,10	第2回 REAIM サミット(ソウル)予定

【年表3：LAWS/AWS 規制動向】

年	月 日	LAWS・AWS 関連の CCW、UN、地域会議
2023	2/20	CCW・GGE オンライン非公式協議
	2/23,24	コスタリカ主催の CELAC 地域会議：33 か国の「ベレン共同声明」
	3/6~10	CCW・GGE 第1会期（5つの作業文書の提出）
	4/20	CCW/GGE 第1回会期間オンライン非公式協議
	4/25,26	ルクセンブルグ主催国際会議
	5/2	CCW/GGE 第2回会期間オンライン非公式協議
	5/15~19	CCW・GGE 第2会期(GGE 報告書 CCW/GGE.1/2023/2)
	7/22	事務総長「我々の共通の課題：政策概要9 平和のための新課題」
	9/5,6	トリニダード・トバゴ主催地域会議(CARICOM 宣言)15 か国・地域
	10/5	国連事務総長と ICRC 総裁の共同要請（2026 年までに法文書）
	11/1	国連総会第1委員会で LAWS 決議採択(164：5：8)
	11/15~17	CCW 締約国会議
	12/22	国連総会で LAWS 決議採択(152:4:11)
2024	3/4~8	CCW・GGE 第1会期
	8/26~30	CCW・GGE 第2会期
	9	事務総長の LAWS 報告書を国連総会に提出
	?	国連総会第1委で議題「LAWS」議論
	11/13-15	CCW 締約国会議
	12/?	国連総会での議論および決議採択？
2025		CCW・GGE の10日間開催（可能な限り年末までに報告書作成） CCW 締約国会議
2026		CCW・GGE の10日間開催 CCW 第7回再検討会議